

(職場環境改善等の取組)

第5条 国実施要綱に基づく事業に加え、次のとおり、職場環境改善に取り組む事業所等の支援を行う。

一 対象となる事業所等の要件

別紙1表1のサービス区分に掲げる事業所又は施設において、職場環境改善等に向けて、以下のア～ウのいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していること。なお、群馬県介護・障害福祉人材確保・職場環境改善等支援補助金の交付を受けている事業所等については、職場環境改善等に向けた取組を既に実施していることとみなし、当該要件を満たしているものとして取り扱うこととする。

ア 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化

イ 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）

ウ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担の取組

二 補助対象経費

障害福祉サービス事業者等は、前条第1項第一号により算定される加算額を、次のとおり、職場環境改善の取組又は賃金改善に充てることができる。

ア 職場環境改善経費

職場環境改善経費には、間接支援業務に従事する者を募集するための経費及び職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境等要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修費等の経費が含まれる。介護テクノロジー等の機器購入費用に充当することはできない。

イ 人件費

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス事業者等は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

障害福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について職員に周知しなければならない。また、職員から当該事業に係る賃金の改善に関する照会があった場合には、当該職員に係る賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。